

裁 判 官 略 歴	
現 官 職	大 阪 高 等 裁 判 所 長 官
氏 名	おお たに なお と 大 谷 直 人
年 齡	昭 27. 6.23 生 (62歳)
(定 年)	(定年 平 29. 6.22)
略 歴	昭 49. 9.30 司法試験第2次試験合格 " 50. 3.28 東京大学法学部卒 " 50. 4. 1 司法修習生 " 52. 4. 8 判事補 東京地方裁判所判事補 " 55. 7. 1 最高裁判所刑事局付 " 58. 4. 1 裁判所書記官研修所教官 " 61. 4. 1 富山地方・家庭裁判所判事補 " 62. 4. 8 判事 富山地方・家庭裁判所判事 平 元. 4. 1 最高裁判所裁判所調査官 " 6. 4. 1 東京地方裁判所判事 " 7. 4. 1 司法研修所教官 " 10. 4. 2 最高裁判所刑事局第一課長兼第三課長 " 12. 4. 1 東京高等裁判所判事 " 13. 4. 1 東京地方裁判所判事 部総括 (~平14) " 14. 9.18 最高裁判所秘書課長兼広報課長 " 17. 1.28 最高裁判所刑事局長兼図書館長 " 19. 1.15 最高裁判所人事局長 " 23. 1.27 静岡地方裁判所長 " 24. 3.27 最高裁判所事務総長 " 26. 7.18 高等裁判所長官 大阪高等裁判所長官

裁判所									
年号		出生地		現住所		本籍			
月	日	事	項	氏名	旧氏名	年月日の	出生年月日	大	おお
五六	五五	五二	五〇	四九				谷	たに
三	七	四	四	三	九			昭和二十七年六月二十三日	昭和二十七年六月二十三日
一六	一	八	七	一	二八	司法試験第二次試験合格		直	なお
東京簡易裁判所判事に補する	最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる	東京地方裁判所判事補に補する	司法修習生の修習終了	司法修習生を命ずる	東京大学法学部卒業	司法試験管理委員会		人	と
最高裁判所	内閣	最高裁判所	内閣	最高裁判所					

2丁		裁判所					年号	月	日	事項	最高裁判所	大谷直人
年	号	昭和五七	四	八	月	日	年号	月	日	事項	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	判事補の職務の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行わしむる者に指名する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所事務総局刑事局付を免ずる	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	裁判所書記官研修所教官に充てる	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	裁判所書記官研修所教官に充てることを解く	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	裁判所補兼簡易裁判所判事に任命する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	富山地方裁判所判事補に補する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	兼ねて富山家庭裁判所判事補に補する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	富山簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	裁判所法第四十条第三項の規定により本官たる判事	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	補につき任期終了	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	同時に兼官たる簡易裁判所判事退官となる	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	簡易裁判所判事兼判事に任命する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	富山簡易裁判所判事に補する	最高裁判所	大谷直人
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	富山地方裁判所判事に補する	最高裁判所	大谷直人
										内閣	最高裁判所	大谷直人

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	府名
平成元年四月一日	東京簡易裁判所判事に補する	東京地方裁判所判事に補する	兼ねて富山家庭裁判所判事に補する	最高裁判所											
〃	〃	九	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	最高裁判所	最高裁判所
〃	四	一	一	四	四	四	一	一	一	一	一	一	一	最高裁判所	最高裁判所
八	七	六	八	七	六	五	四	三	二	一	四	三	二	最高裁判所	最高裁判所
平成八年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
任期は平成八年十二月三十日までとする										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
平成九年度司法試験（第二次試験）考查委員に任命する										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
任期は平成九年十二月三十一日までとする										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
裁判所法第四十条第三項の規定により判事任期終了する										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
判事に任命する										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所
内閣										〃	内閣	内閣	内閣	最高裁判所	最高裁判所

大谷直人

4丁

裁判所										項	大谷直人
年号	月	日	平成九	四	八	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所			
平成十	一〇	一	五	平成十年度司法試験（第二次試験）	平成十年度司法試験（第二次試験）	任期は平成十年十二月三十一日までとする	司法研修所教官に充てることを解く	法務省	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
一一	四	六	五	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局広報課付を命ずる	兼ねて最高裁判所事務総局刑事局第三課長を命ずる	最高裁判所	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
一二	一	一	八	平成十年度司法試験（第二次試験）	平成十年度司法試験（第二次試験）	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	法務省	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所
最高裁判所事務総局広報課付の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第三課長の兼務を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所事務総局刑事局第一課長を免ずる	最高裁判所	東京地方裁判所判事に補する	司法研修所教官に充てる	最高裁判所

大谷直人

6丁

裁判所										年号	月	日	事項	最高裁判所	大谷直人
平成一七	三二三	四	一八	八	一五	二	一七	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局 広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書 課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免 ずる							
"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局 広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書 課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免 ずる							
"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所事務総局秘書課長兼最高裁判所事務総局 広報課長植村稔帰国につき最高裁判所事務総局秘書 課長兼最高裁判所事務総局広報課長の事務取扱を免 ずる							
"	"	"	"	"	"	"	"	最高裁判所							

